

土 木 部 関 係 課 長 様
交 通 政 策 局 関 係 課 長 様
地 域 振 興 局 土 木 部 関 係 部 （ 所 ） 長 様
地 域 振 興 局 交 通 政 策 局 関 係 所 （ 副 部 ） 長 様
流 域 下 水 道 事 務 所 長 様

土木部技術管理課長

工事打合せ簿によるスライド条項の通知と適用案件の報告について（通知）

建設工事に係る賃金又は物価の変動に基づく受注額の変更にあたっては、建設工事請負基準約款の26条（以下スライド条項という）により、「全体スライド」「単品スライド」「インフレスライド」を適切に適用しているところです。

今般、円滑な価格転嫁の推進について、国土交通省より公正取引委員会の調査結果の情報提供と適切な対応の要請がありました。つきまして、円滑な価格転嫁を推進する意思を発注者から受注者に確実に伝えるため、「工事打合せ簿によるスライド条項の通知」を下記のとおり運用することとします。

本通知に伴い、令和4年4月27日付け技第620号「資材価格の高騰に係るスライド条項の周知と適用案件の報告について（依頼）」は廃止します。なお、スライド条項を適用する場合の技術管理課への報告の運用に変更はありません。

記

1 工事打合せ簿によるスライド条項の通知

(1) 公正取引委員会の調査結果

「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあります。

詳細は別紙1「国土交通省 事務連絡」を参照してください。

(2) 内容

工事契約後に速やかに発注者発議により別紙2「工事打合せ簿」を交わしてください。

(3) 適用年月日

本日以降、入札の公告又は指名通知を行う工事から適用します。

(4) その他

契約済み工事は、工事状況を勘案の上、適切にご対応願います。

2 スライド条項の報告

スライド条項を適用した工事は、県ホームページへの公表（単品スライド・インフレスライド）や各種資料作成の基礎となりますので、別紙3「報告方法」のとおり技術管理課へ報告願います。

受信担当	文書主任	発信担当	積算情報班 内山、上村（内線87-20-3426）
文書公開	公開	保存期間	5年
文書の取扱い	・全技術系職員に周知してください。 ・各地域振興局に対しては、地域整備部（本支局庁舎以外の事務所、分所等を含む）等あてに送信しています。配布、転送の必要はありません。		

様式-3

工 事 打 合 簿

標準仕様書第1編 1-1-1-7 第2項に基づく打合せ内容を下記のとおり確認する。

工事名	工事	受注者
-----	----	-----

発議者	発注者・受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	指示・協議・通知・承諾・提出・報告・その他（ ）		
内容：建設工事請負基準約款第26条の請求並びに下請け等への適切な価格反映について			
本工事は、賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となった場合は、建設工事請負基準約款第26条により、請負金額の変更を請求することが可能です。			
添付した「建設工事請負基準約款第26条（スライド条項）の概要」を参照し必要に応じて請求してください。			
また、資材調達や下請け業者調達の際には、コスト上昇を踏まえた取引価格を適正に反映して、円滑な価格転嫁を行ってください。			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について 指示・承諾・協議・通知・受理・その他（ ）します。	
	受注者	上記について 了解・協議・提出・報告・届出・その他（ ）します。	

令和 年 月 日

総括 監督員	主任 監督員	現場 代理人	主任 技術者